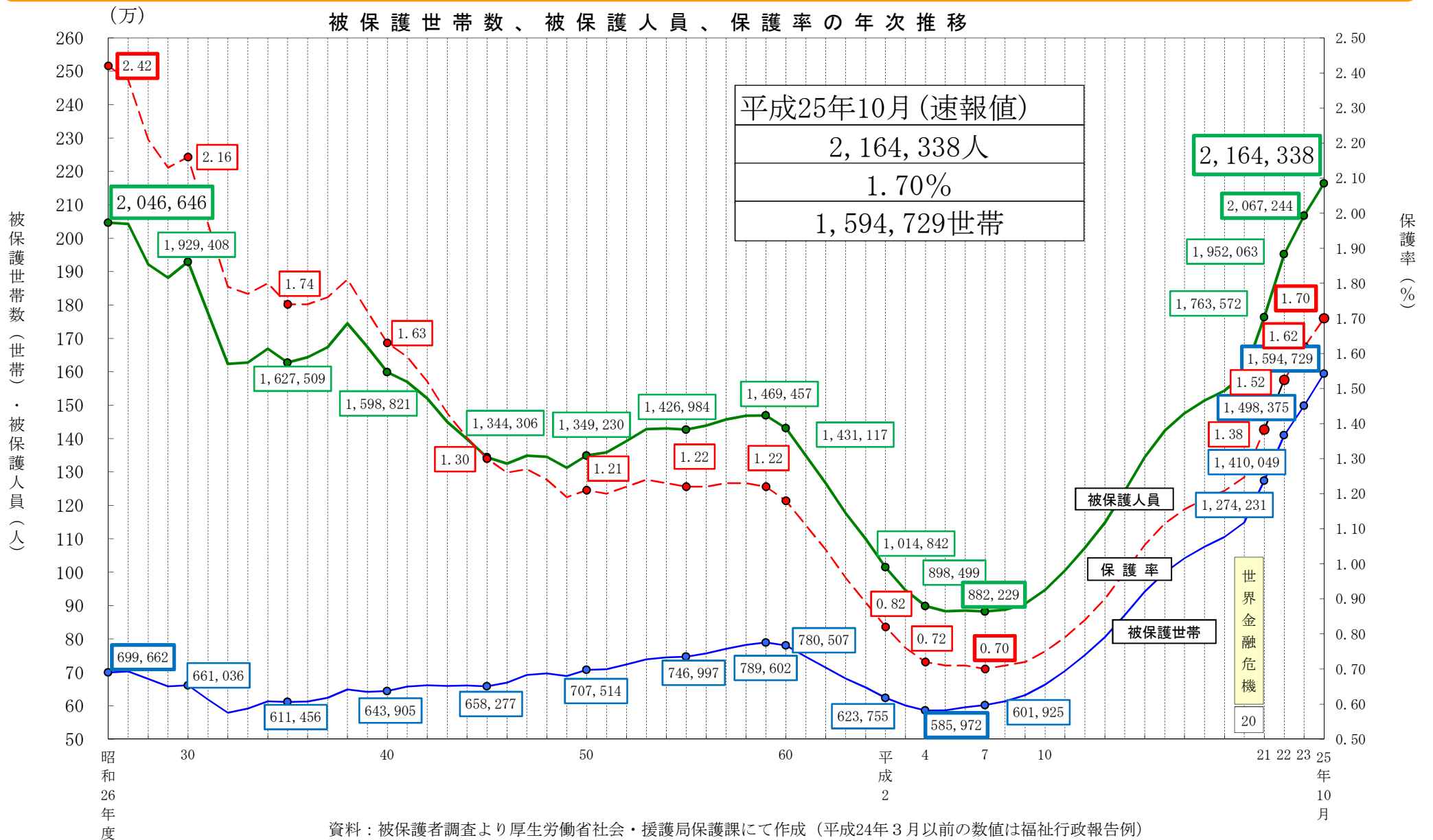


参 考 资 料

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は216万人であり、一昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。



世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

◆平成25年10月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,586,420	719,398	112,057	466,335	288,630
構成割合 (%)	100	45.3	7.1	29.4	18.2

資料：被保護者調査（平成25年10月概数）

3倍強増

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

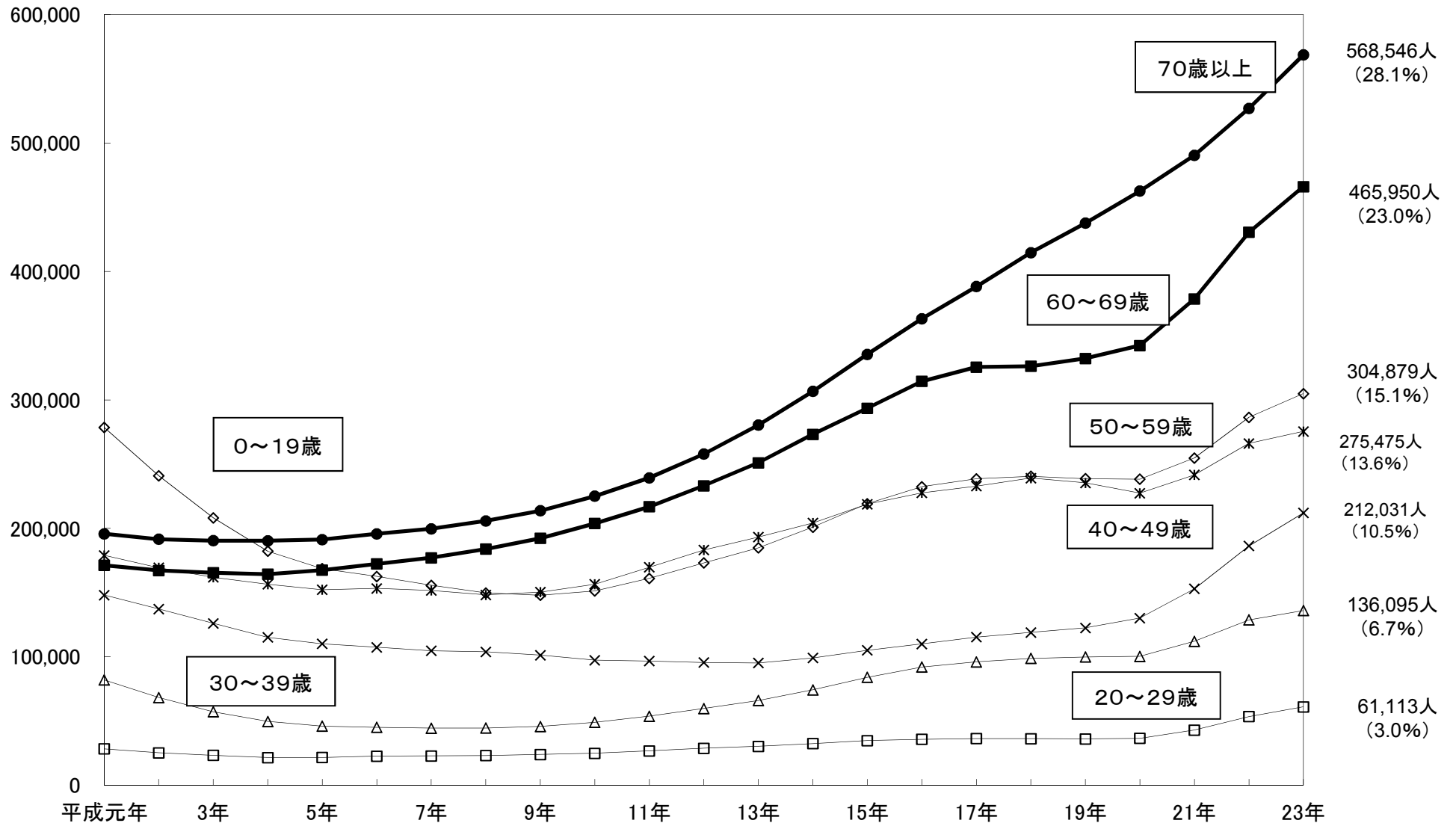
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

(平成23年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

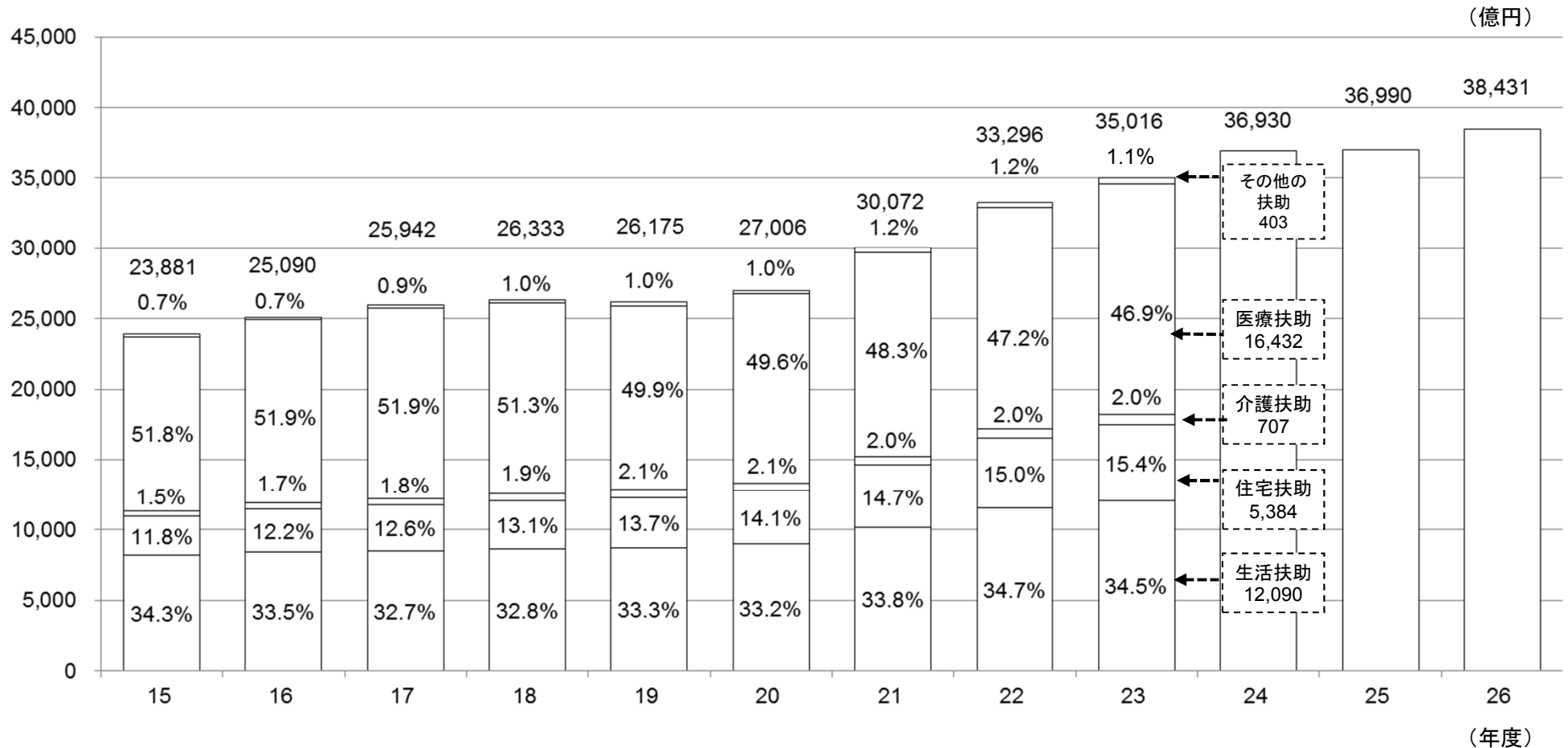
- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成26年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は補正後予算額、25年度は補正予算案、26年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

Ⅱ 援 護 関 係

1 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 改正中国残留邦人等支援法の施行(平成26年10月1日)

現 状

- 平成19年の法改正により、永住帰国した中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。
- 一方、中国残留邦人等が亡くなった場合、残された配偶者は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、中国残留邦人等と同様に、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分といった事情を抱えているにもかかわらず、支援給付のみが支給されることとなる。
- こうした状況を踏まえ、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた日本への永住帰国前からの配偶者に対し、支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金(老齢基礎年金の2/3相当額)を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法案が臨時国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

依頼事項

- 今回の改正で新たに創設された配偶者支援金の制度運用等の詳細については、今後、必要な政省令、通知等をお示しすることとするので、改正法の施行日から配偶者支援金の支給が円滑に行えるよう御協力をお願いしたい。
- 自治体によっては、現用システムの改修等が必要となることも考えられる。この場合、緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の補助対象とすることとしているので、自治体全体のシステム構築に係る計画等の諸事情を十分検討の上、予算措置等をお願いしたい。

※平成25年12月24日付け支援給付担当課あて通知:「配偶者支援金の支給に係る事務処理について」

参考

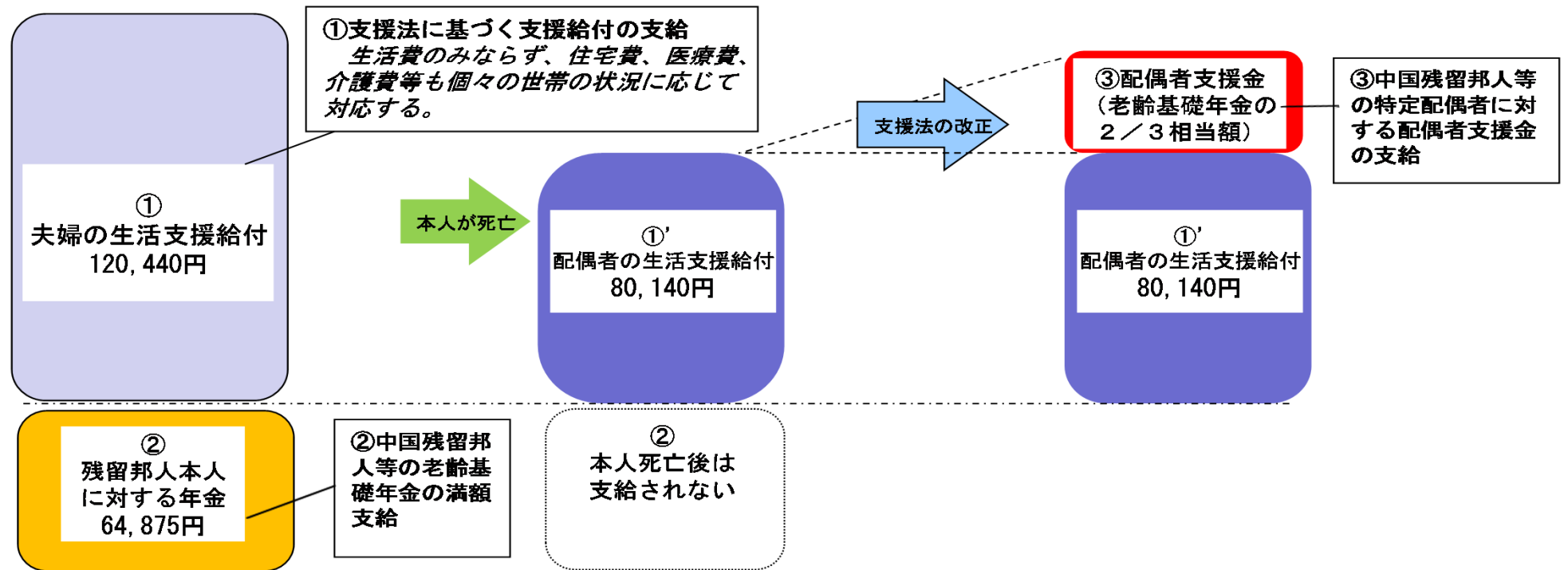
中国残留邦人等の配偶者に対する支援策のイメージ



[残留邦人の夫婦世帯]
残留邦人本人が生存中

[配偶者単身の世帯]

[配偶者単身の世帯]



※ 生活支援給付は、1級地-1（例えば東京23区）の例。夫婦世帯、単身世帯

(2) 地域社会における生活支援等支援策の継続実施

現 状

平成20年4月から、満額の老齢基礎年金の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を実施。

依頼事項

- 中国残留邦人等への地域での生活支援等について、きめ細かな運用が図られるよう、引き続き御協力をお願いしたい。近年は高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、特に自立支援通訳等の人的支援に重点を置いた支援をお願いしたい。
- 中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっていることから、公営住宅管理局と十分連携し、良質な住環境の確保に努めていただきたい。
- また、平成26年度は神奈川県で中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催を予定している。幅広く広報・周知等をお願いしたい。

(3) 支援給付事務の監査

現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施しており、平成26年度も実施予定。
- 平成26年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせする予定。

依頼事項

- 支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続き、御協力をお願いしたい。
- 平成26年度は、4年に1度の実地監査の2巡目の第2年度であり、引き続き管内の実施機関に対し実地に支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

2 遺骨収集帰還等慰霊事業

平成26年度の方針

(1) 遺骨収集帰還事業

南方地域等	旧ソ連地域等
<ul style="list-style-type: none">寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら7地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)。確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施。	<ul style="list-style-type: none">抑留中死亡者等の遺骨収集帰還等をロシア連邦等の5地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方等)。

◎硫黄島

国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、積極的な遺骨収容を実施。

平成26年度は、平成25年度までの掘削により発見された壕等での遺骨収容、滑走路地区及び硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施する。

◎フィリピン

フィリピン人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、平成23年10月に結果を公表。現在、事業を中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開予定。

(2) 慰霊巡拝事業

南方地域等	旧ソ連地域等
8地域で実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)	ロシア連邦等の4地域で実施(ハバロフスク地方、沿海地方等)。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(2月中を目途に実施時期等を通知予定)。

3 旧ソ連抑留中死亡者資料の資料調査等

現 状

- 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より死亡者資料を入手し、日本側資料との照合調査を実施。特定できた者については、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族に資料の記載内容をお知らせ。
- 抑留中死亡者約5万3千人のうち、情報不足等により特定に至っていない者について更なる調査・資料提供をロシア政府に要請中。
- 平成21年以降、ロシア国立軍事古文書館から約70万枚の抑留者登録カードを入手し、現在、照合調査を実施中。(新たに4,426名を特定(平成25年12月末現在)累計特定者数約3万6千人)

- ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)
 - ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
 - ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。
- (※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査により死亡者の資料が特定できた場合は、これまでと同様に、その記載内容を遺族にお知らせしたいので、引き続き、関係遺族の現住所調査に御協力願いたい。

4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

現 状

(DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
- これまで関係遺族約9,600人にお知らせ送付。
うち約2,050人から申請。鑑定の結果914柱の遺骨の身元を特定。(平成25年12月末現在)

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。

連絡事項

(DNA鑑定)

- 平成25年度に帰還した遺骨の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を平成26年6月に送付予定。

依頼事項

(身元が特定された遺骨等の伝達)

- 都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への遺骨等伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等

(1) 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進

現 状

- 時効失権を防止する観点から、平成25年4月1日に権利を取得したと思われる者に対して、昨年7月厚生労働省から個別請求案内を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。
(送付件数約45,000人に対し、平成25年11月末現在受付件数 34,113人)
- 郵送した個別請求案内が宛先不明で返送されてきたもの約1,300件については、昨年9月都道府県に対し住所調査の依頼を行った。

依頼事項

- 上記の住所調査については、本年1月31日を期限としている。調査対象者(不達者調査リスト)全員の調査が終了していても、一旦1月31日時点での調査結果の報告をお願いします。その後、継続調査が可能な者は引き続き調査を行い、不可能な者はその理由を報告していただきたい。
- 新住所が判明した者に対しては、厚生労働省から新住所宛てに個別請求案内を送付する。
- 特別給付金の裁定事務促進の観点から、平成25年4月に援護システムにおける個人情報の閲覧可能範囲を拡大した。このため、情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いには引き続きご留意願いたい。

(2) 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止への取組

現 状

- 平成23年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、請求期間は3年間で、平成26年9月30日までである。
- 時効失権を防止する観点から、支給要件に該当すると思われる者に対して、平成23年10月厚生労働省から個別請求案内を送付した。(送付件数約6,100人に対し、平成25年11月末現在受付件数 5,230人)

依頼事項

- 請求期間は本年9月30日までであり、厚生労働省では個別請求案内を送付した者で未請求の生存者を調査して、4月以降再案内を送付することを予定している。その際には各都道府県に再案内送付者のリストを提供するので、各都道府県においては、再案内送付後も未請求のままの者に対し、市区町村と連携して郵送又は電話により、個別の請求案内をお願いしたい。

6 昭和館・しょうけい館の活用促進

昭和館

- ・ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えていくために、厚生労働省が開設した国立の施設(平成11年3月)。
- ・ 常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。



昭和館HP <http://www.showakan.go.jp/>

しょうけい館

- ・ 戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料・情報の収集、保存、展示により、後世代にその労苦を伝えていくために、厚生労働省が開設した国立の施設(平成18年3月)。
- ・ 常設展示室での展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。



しょうけい館HP <http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html>

依頼事項

- 厚生労働省としては、戦中・戦後の労苦を後世代に継承することを目的とし、昭和館・しょうけい館の来館者促進の広報に努めている。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等にご配慮いただきたい。

また、昭和館の巡回特別企画展を平成26年10月1日～19日(佐賀県)、11月29日～12月7日(石川県)で開催を予定しているため、併せて周知をお願いしたい。

平成26年度 援護関係予算(案)の概要

25年度予算

26年度予算(案)

全体

35,039百万円



32,555百万円

援護年金

20,376百万円



17,399百万円

戦没者慰霊事業等の推進

2,122百万円



2,407百万円

(1) 遺骨収集帰還等

1,540百万円



1,802百万円

うち、硫黄島遺骨収集帰還等事業

967百万円



1,111百万円

うち、遺骨収集帰還促進のための情報収集関連事業

185百万円



235百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等

256百万円



260百万円

(2) 慰霊友好親善事業

283百万円



283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費

135百万円



135百万円

25年度予算

26年度予算(案)

中国残留邦人等の援護等

11,046百万円 → 11,295百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援

10,833百万円 → 11,121百万円

(2) 援護関係資料の整備

213百万円 → 173百万円

Ⅲ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)関係

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

要求額: 3,420億円

<目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

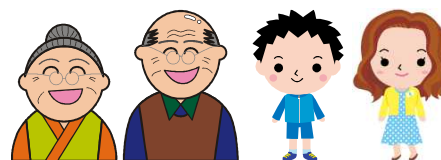
<内容>

(1) 給付対象者

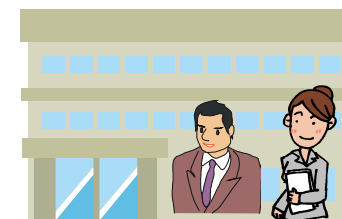
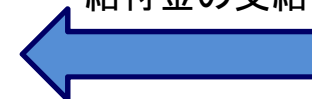
- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)
…2,400万人
(注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算…1,200万人
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

(2) 給付額(1回の手続で支給)

- 給付対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円



給付金の支給



(市区町村)

(3) 事務費

- 国及び地方公共団体(都道府県、市町村)において給付の実施に要する経費を国が負担

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

（平成25年10月1日閣議決定）（抄）

① 趣旨

- 臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を給付対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔対象者〕

① 対象者の概要

○ 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、

① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等

② 生活保護制度内で対応される被保護者(※)等

を除いた者を給付対象とする。

(※) 生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため対象外としている。

② 対象外の者

○ 生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者等を給付対象外とすることを想定している。

(参考) 現在想定している給付対象外とする者

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔給付額〕

① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔加算〕

① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円(※)を加算することとしたもの。

(※) 平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

(参考) 上記の他、現在想定している加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔そのほか〕

① 所要額

- 臨時福祉給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に3,420億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 3,000億円（本体部分：2,400億円（2,400万人×1万円）、加算部分：600億円（1,200万人×5千円））
- ・ 事務費 420億円

② 支給時期

- 給付申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、市町村において決定する（平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、給付を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始して頂くことをお願いしたい。）。
- 給付申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、地方公共団体の規模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、給付申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係（1ページ～）				
1. 生活保護制度の見直しについて	保護課	総務係	丸谷 裕	2824
2. 新たな生活困窮者自立支援制度について	地域福祉課	総務係	横溝 豊	2853
3. 社会福祉法人制度について	福祉基盤課	総務係	吉川 晃	2863
4. その他主要施策について				
(1) 地域福祉の推進	地域福祉課	総務係	横溝 豊	2853
	総務課	総務係	清水 修	2814
(2) 福祉・介護人材確保対策	福祉基盤課	総務係	吉川 晃	2863
(3) 社会福祉施設の防災対策	福祉基盤課	総務係	吉川 晃	2863
5. 社会関係予算について	書記室	経理係	三森 雅之	2805

Ⅱ 援護関係(62ページ～)				
1. 中国残留邦人等に対する支援策の実施				
(1)改正中国残留邦人等支援法の施行	援護企画課中国残留邦人等支援室	給付係	橋口 真治 齋藤 晋一郎	3461
(2)地域社会における生活支援等支援策の継続実施	援護企画課中国残留邦人等支援室	地域支援係	佐藤 辰憲	3463
(3)支援給付事務の監査	援護企画課中国残留邦人等支援室	監査係	伊東 典亮	3469
2. 遺骨収集帰還等慰霊事業	援護企画課外事室	庶務係	樋口 忠史	3477
3. 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等	業務課調査資料室	調査係	中川 黙	3471
4. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	援護企画課外事室	庶務係	樋口 忠史	3477
5. 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等	援護課	給付係	月岡 民江	3426
6. 昭和館・しょうけい館の活用促進	援護企画課	庶務係	手塚 直樹	3407
・平成26年度援護関係予算(案)の概要	援護書記室	援護経理係	大塚 茂樹	3404
Ⅲ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)関係 (73ページ～)	簡素な給付措置支給業務室		宮本 和也	2124